

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
平成十七年度クリーニング師試験の実施(一・生活衛生課)	1
都市計画の変更による送付図書の縦覧(二・都市計画課)	2
道路区域の変更(三・七・道路課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(八・秋田地域振興局建設部)	5
建築基準法による道路位置の指定(九・雄勝地域振興局建設部)	5
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)	6

告 示

秋田県告示第一号
 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、次のとおり平成十七年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第四条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成十八年三月二日(木)午前十時から午後三時三十分まで

(二) 場所 秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環衛会館

二 試験科目

(一) 衛生法規に関する知識

(三)(二) 公衆衛生に関する知識
 洗濯物の処理に関する知識及び技能
 三 受験資格

(二)(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者
 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験申込みに必要な書類

受験願書 一通
 (二)(一) 添付書類
 (1) 受験資格を有する者であることを証する書類(最終学校の卒業証明書又は受験資格を証する書類) 一通

(2) 写真(手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの) 一枚
 (3) 履歴書 一通

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間及び時間
 秋田県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十八年一月十三日

規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十八年一月十三日(金)から一月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。

(二) 交付場所
 生活環境文化部生活衛生課又は各地域振興局福祉環境部

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間
 県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十八年一月十六日(月)から二月三日(金)までの午前

八時三十分から午後五時十五分まで
 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 受付場所
 居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に居住する者については

秋田地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については、秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること

生活環境文化部生活衛生課	〒〇一〇 〇九五 秋田市山王四丁目一番二号 電話番号〇一八 八六〇 一五九二
北秋田地域振興局大館福祉環境部	〒〇一八 五六〇 大館市十二所字平内新田三三七 電話番号〇一八六 五二 三九五三
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	〒〇一八 三三九三 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の 電話番号〇一八六 六一 一一六五
山本地域振興局福祉環境部	〒〇一六 〇八一五 能代市御指南町一番十号 電話番号〇一八五 五二 四三三一
秋田地域振興局福祉環境部	〒〇一八 一四〇二 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八 八五五 五一七三
由利地域振興局福祉環境部	〒〇一五 〇八八五 由利本荘市水林四百八番地

- 七 受験手数料
- (一) 額 一万円
- (二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 八 合格者の発表
平成十八年三月十日(金)午前九時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板及び県ホームページ「美の国あきたネット」に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- 九 試験についての問い合わせ先

仙北地域振興局福祉環境部	電話番号〇一八四 二二 四二二 〒〇一四 〇〇六一 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 電話番号〇一八七 六三 三六八三
平鹿地域振興局福祉環境部	〒〇一三 八五〇三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二 三三一 四〇〇五
雄勝地域振興局福祉環境部	〒〇一二 〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号 電話番号〇一八三 七三 六一五七

秋田県告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、八郎潟町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書
八郎潟都市計画下水道(八郎潟町公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年一月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百五号	百五号		由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで		一五・五〇〇、二二〇・五〇〇	〇・四五八
						由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで	一五・五〇〇、六三・〇〇〇
				由利本荘市大谷字鍋倉二六番一地先から米坂字大平沢一五四番五地先まで		二四・〇〇〇、一一六・〇〇〇	一・二九四

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	百八号	百八号		由利本荘市鳥海町上川内字二ツ森二五番七地先から字田代二五番二地先まで		一一・四〇〇、六二・〇〇〇	〇・五五五
						一一・四〇〇、五七・〇〇〇	〇・五五五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五号

一 道路の区域

道路の区域

県 道						道路の種類
新			旧			旧新別
前郷停車場線			前郷停車場線			路 線 名
C	B	A	C	B	A	区 間
由利本荘市前郷字上川原一五四番地先から一四四番二地先まで	由利本荘市前郷字上川原一一番地先から森子字明法下八四番地先まで	由利本荘市前郷字西川町一四番四地先から森子字明法下九六番一地先まで	由利本荘市前郷字上川原一一番二から一四四番二まで	由利本荘市前郷字上川原一一番二から森子字明法下八四番地先まで	由利本荘市前郷字上川原一一番二から森子字明法下九六番一地先まで	敷地の幅員(メートル)
一七・〇〇}	一四・〇〇}	六・五〇}	一七・〇〇}	一三・〇〇}	七・〇〇}	〇・二三五
三八・〇〇	六九・〇〇	二二・〇〇	三五・〇〇	一六・〇〇	一七・〇〇	〇・二六五
〇・二三二	〇・二七〇	〇・一八二	〇・二五五	〇・二五〇	〇・二六五	延長(キロメートル)

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年一月六日

秋田県告示第六号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道				道路の種類
新		旧		旧新別
前郷停車場線		前郷停車場線		路 線 名
C	B	A	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
由利本荘市前郷字上川原一一番地先から森子字明法下八四番地先まで	由利本荘市前郷字上川原一五四番地先から一四四番二地先まで	由利本荘市前郷字上川原一一番地先から森子字明法下八四番地先まで	由利本荘市前郷字西川町一四番四地先から森子字明法下九六番一地先まで	〇・一八二
一四・〇〇}	一七・〇〇}	一四・〇〇}	六・五〇}	〇・二七〇
六九・〇〇	三八・〇〇	六九・〇〇	二二・〇〇	〇・二三二
〇・二七〇	〇・二三二	〇・二七〇	二二・〇〇	〇・二七〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで
 (二) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで

秋田県告示第七号

一 道路の区域

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	羽後本荘停車場線	由利本荘市裏尾崎町二番地先から給人町一七番地先まで		七・二〇	〇・三三五
	新	旧	羽後本荘停車場線	"		一七・〇〇	〇・三三五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで
 (二) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月六日から同月十九日まで

秋田県告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 八郎潟町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八郎潟都市計画下水道事業 八郎潟町公共下水道事業施行期間
- 三 昭和三十九年十一月十四日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

一 収用の部分
 昭和六十一年秋田県告示第七百号、平成五年秋田県告示第二百三十二号、平成六年秋田県告示第七号、平成八年秋田県告示第六百八十四号、平成十年秋田県告示第二百二十一号及び平成十四年秋田県告示第三百二十号の事業地のうち、南秋田郡八郎潟町字大道、字中久保並びに夜叉袋字一本木地内において事業地を変更する。
 二 使用の部分
 変更なし

秋田県告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十八年一月六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
------------	------------	-------	-------	-------

公 告

秋田県雄勝郡羽後町柏原八番地の九
株式会社 小坂ハウス工業
代表取締役 小坂修三

湯沢市字両神八十三番地二

八十・〇メートル

六メートル

平成十七年十二月二十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋
田市上新城土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項
の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月六日

退任理事の住所及び氏名

秋田市上新城五十丁字大木前三十五番地

秋田県知事 寺田典城

渡邊正雄

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田県雄勝郡松原五丁目二十九番地
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0862)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp